

人材紹介に関する契約書

●●●●●●●●（以下、「甲」という）と、株式会社TKSソリューション（以下、「乙」という）は、甲が乙に対して、甲の正社員等の採用を目的とした人材紹介（以下「本業務」という）を依頼し、これを乙が受諾することについて、以下のとおり人材紹介に関する契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

本契約における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 人材紹介とは、乙が甲および求職者の申込みを受け、甲と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいう。
- (2) 新規採用者とは、乙が甲に紹介し甲が採用することを決定した者をいう。
- (3) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できる情報（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できる情報を含む）をいう。
- (4) 理論年収とは、甲と新規契約者の間で締結される雇用契約に基づく月次給与の12か月分（年俸制をとる場合は年俸額）、理論上の通年賞与および新規採用者と同等の甲の被雇用者に対し支払われる諸手当（通勤手当を除く）の合計額をいう。
- (5) 採用決定時とは、甲が乙に対し乙の紹介する求職者の採用決定を伝え、乙が当該求職者に対し、内定通知書を送付し当該求職者がそれを受領した時点を含むことをいう。
- (6) 入職日とは、求職者が甲において勤務し始めた日をいう。

第2条（甲の通知・協力義務）

- 1 甲は、乙の紹介する求職者に関して自ら選考のうえ、採用するか否かを決定した場合は、乙にその採否を通知しなければならない。乙は、甲からの通知を受けて当該求職者に対し直ちにその旨を通知する。
- 2 甲が、乙に対して、求職者の採用を通知する際には、甲は乙に対して当該求職者の理論年収が分かるようにするために、乙の指定する書式を用いた支払予定書を提出する。
- 3 甲は乙に対し、自己の求める求人像の特定に協力し、乙の請求に応じて会社案内等の資料提供を行う。
- 4 甲は、乙が求職者を紹介した後に、当該求職者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。
- 5 甲は、乙から紹介された求職者が他企業の求人に応募する場合があることをあらかじめ承認する。
- 6 甲は、求職者が在職している企業または在職していた企業に連絡をしてはならない。ただし、甲が乙を通じて求職者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 7 甲は、新規採用者の内定を取り消す場合は、乙に通知のうえ、すべて自己の責任において新規採用者との間に発生する紛争を処理する。
- 8 甲は別途「請求金額確定書」にて取り交わした契約期間の間、新規採用者の勤務実態について乙に虚偽の報告をしないことを約束するものとする。
- 9 甲は、乙に対して、当該求職者の承諾を条件として、入職日から一年間の当該求職者への給与明細を提出するものとする。当該求職者の承諾は乙が取得するものとする。

第3条（守秘義務）

- 1 甲および乙は、相手方から開示された営業機密に類する企業情報および本契約の内容を秘密に保持し、第三者に対して提供してはならず、また本契約の目的以外で使用してはならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する情報については前項の規定は適用しない。
 - (1) 相手方から開示を受ける前に既に自己が保有していた情報。
 - (2) 相手方から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報。
 - (3) 相手方から開示を受けた後に自己の責によらずに公知または公用となった情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - (5) 相手方から開示を受けた情報によらず独自に開発した情報。

第4条（個人情報）

- 1 甲および乙は、甲が乙の紹介する求職者を採用するか否かにかかわらず、紹介されるすべての求職者の個人情報が法令により保護される対象であることを確認する。
- 2 乙は、求人条件に何ら関連のない求職者の病歴等の機微な個人情報については、求職者から収集せず甲に対して開示または提供しない。
- 3 甲および乙は、個人情報を自己の責任による適切な管理のもとに秘密として取り扱い、求職者本人の事前の承諾なくして第三者に提供してはならず、また、本業務以外の目的で使用してはならない。
- 4 甲および乙は、本業務に必要な範囲を超えて個人情報を加工または複製してはならない。

第5条（報告義務）

甲および乙は、前二条に規定する情報（以下「秘密情報」という）が漏洩した場合または漏洩したおそれがある場合、直ちにその内容を相手方に報告し、相手方と協議のうえ、適切な対応をとらなければならない。

第6条（報酬（手数料）額と支払方法）

- 1 採用決定時後、甲は乙に対し本業務の報酬（手数料）を新規採用者の理論年収の20%を基準として支払うものとし、その金額及び支払期間は、別途「請求金額確定書」に従うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲と新規採用者の間で締結される雇用契約が1年に満たない場合には、乙の報酬（手数料）は、理論年収を12で除した金額に雇用契約期間月数を乗じた金額の20%を基準とする。
- 3 前項までの規定は、第2条第1項の選考結果の通知日から1年以内に、甲が乙を経由せずに当該求職者に雇用の申込みをし当該求職者がこれを承諾した場合、甲の斡旋により甲の関係会社が当該求職者を採用した場合、または、甲と新規採用者の間で1年に満たない雇用契約がなされその雇用契約終了後に左新規採用者と新たに雇用契約を締結する場合にも適用される。
- 4 甲において新規採用者が退職を行った場合、別途「請求金額確定書」にて分割支払いとした場合には、乙は新規採用者の退職日の次月以降の請求をしないものとする。

第7条（報酬（手数料）の返還）

原則、報酬（手数料）の返還は行わないものとする。但し、甲が乙に対し報酬（手数料）を一括で支払った場合には、新規採用者が何らかの事由により退職となった場合、入職日から1ヶ月以内の退職であれば報酬（手数料）の80%を、3か月以内に退職であれば報酬（手数料）の50%を返金する。